

様式第4号（第15条関係）

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

平成30年度第4回美里町文化財保護委員会

2 開催日時 平成30年12月14日（金） 午前10時

3 開催場所 美里町近代文学館 町民ギャラリー

4 会議に出席した者

（1）委員

佐藤憲一、荒関千枝子、齋藤順一、佐藤禮志、曾根昭夫、栗野敬一

（2）事務局

教育委員会教育次長兼教育総務課長 佐々木 信幸

教育総務課課長補佐兼文化財係長 草刈 明美

教育総務課 技術主査 岩淵 竜也

5 会議を欠席した者

扇明美

6 議題及び会議の公開・非公開の別

（1）議題

署名委員の指名

協議

・ 諮問に対する答申内容について（最終確認）

・ 第5回文化財保護委員会の開催日程について

（2）会議の公開・非公開の別

公開

7 非公開の理由

8 傍聴人の人数

0人

9 会議資料
別紙のとおり

10 会議の概要

(1) 署名委員の指名

齋藤順一委員及び佐藤禮志委員が指名された。

(2) 協議

諮問に対する答申内容について（最終確認）

第5回文化財保護委員会の開催日程について

【午前 10 時 開会】

事務局 (草刈課長補佐)	ただいまから平成 30 年度第 4 回美里町文化財保護委員会を開会します。 はじめに、佐藤委員長から御挨拶をいただきます。
佐藤委員長	みなさんおはようございます。 先の 2 回の委員会では、教育委員会からの諮問を受けて、美里町の文化財保護のあり方と美里町郷土資料館のあり方について、基本的な方針を審議してきました。今回はそれをまとめて教育委員会に答申することとなります。最後の審議になりますのでよろしくお願いします。 それでは、署名委員の指名ですが、今回はどなたですか。
事務局 (草刈課長補佐)	順番ですと、齋藤委員と佐藤委員となります。
佐藤委員長	それでは、お二方よろしくお願いします。 前後しましたが、本日欠席の委員は。
事務局 (岩淵技術主査)	扇委員が欠席となっております。
佐藤委員長	わかりました。 さっそく協議に入ります。まず、諮問に対する答申の最終確認ということで、事務局から説明をお願いします。
事務局 (岩淵技術主査)	本日は、先にお配りしました基本方針案とともに、答申書の内容も御検討いただきたいと思います。文化財保護活用基本方針案は、前回御指摘いただいた部分を修正しました。また、郷土資料館基本方針案は、重複している部分を削除しました。よろしくお願いします。
佐藤委員長	基本方針案は、事前に皆さんに配付して目を通していただいたということですね。
事務局 (岩淵技術主査)	はい。
佐藤委員長	では、美里町文化財保護活用基本方針案から協議します。これまでの審議を踏まえて、確認点や気づいた点をお話しいただければと思います。
齋藤委員	1 ページ目の第 1 章の 1、第 2 段落目の「豊かな歴史文化の象徴です、」となっています。「、」を「。」に直してください。
事務局	わかりました。

(岩淵技術主査)	
齋藤委員	<p>2ページにも関わりますが、「旧町時代から行われてきた文化財の調査、文化財の保存と活用を軸とした保護事業を継承」という文言について、2ページでは「指定件数全体の83%が小牛田地域に占められる結果となっている」と、そして「指定文化財数に偏りが見られます。これは、地域により歴史的資産が偏在していることにもよりますが、旧町ごとに文化財の保護方針に違いがあったことが要因と思われまます」とまとめてあり、そのことに異議はありません。結果的に小牛田地域に文化財が多くあるわけですが、南郷地域に歴史的資産が少なかったという実態を表しているのか、文化財保護活動に対する両町の進め方に違いがあってこういった結果になっているのかを、まずお聞きしたい。</p>
事務局 (岩淵技術主査)	<p>文化財指定になるような歴史的資産は両町ともにありました。旧小牛田町では文化財保護条例を設け文化財指定をしていましたが、他自治体と比べると積極的な指定はしてきませんでした。旧南郷町では条例がありませんでしたので、指定するという行為ができませんでした。条例の有無や指定の有無が原因として表れていると思いますので、あまり細かく書かないように表現しました。</p>
佐藤委員長	<p>説明をされるとわかりますが、私も気になっていた点でした。違いが何かということが文章の中でわかるように書いてあれば一番いいのですが、今の説明の内容を知らないで読むと...</p>
齋藤委員	<p>同じような取り組みをしてきたのに、結果に差が出すぎているような感じがしました。</p>
佐藤委員長	<p>懸念されているのは、背景を知らない人が読んだときに、旧南郷町が文化財保護にあまり熱心でなかったのではないかととらえられかねない表現になっていることです。この部分はそこまで書く必要がありますか。</p>
齋藤委員	<p>いらないと思います。</p>
佐藤委員長	<p>2ページの「83%が小牛田地域に占められる結果となり、指定文化財に偏りが見られます」という記述、事実なのでこの部分で切ってしまうのはいいのでは。歴史的資産の偏在については現段階で一概に言えないと思います。それ</p>

	から、従事職員数の不足や担当者の専門性の違いと言うと、また違った問題になってくる。偏りが見られるという事実だけを残して、他は全部切ってしまうとは。
齋藤委員	賛成です。
佐藤委員長	美里町になって一緒にやっていくわけですから、旧町時代のことを書いてもそれほど意味はないと思います。どうでしょうか。
栗野委員	83%という数字はそのまま残すわけですか。
佐藤委員長	現在6件の指定文化財のうち83%は小牛田地域に偏っているのは事実ですから。ただ、その下の地域により歴史的資産が偏在しているという記述は、今の段階で本当にそういえるのかどうか。よく調査されていないだけかもしれないし、発掘調査が進めば旧南郷町にも文化財指定になるものがたくさんある可能性があります。それから旧町時代の保護行政については、この文章を読んでも岩淵さんが説明した背景は一般の方にはわからない。必ず質問されると思います。どうしても必要な記述とは思えない。
荒関委員	前回の委員会では、旧南郷町に文化財保護条例がなかったもので、その部分について削ることになったのですよね。はっきり触れないのだと私は受け取ったのですが...
佐藤委員長	文化財保護条例の有無も一つの要因だろうけれども、そこまで書かなくてもいいのではないですか。条例の有無だけ見て文化財保護に前向きかそうでないか、一概に言えないわけですし。両者の違いを強調する必要はありません。
事務局 (岩淵技術主査)	関係して、削除する箇所の一行上「また、他の4件は新町成立後の指定ではありますが、小牛田地域に属しています」という部分、これだと全てが小牛田地域のものになります。小牛田地域の前に、「その多くが」と付け加えたいのですが。実際、南郷地域は十王山の槻ノ木1件ですので。
佐藤委員長	十王山の槻ノ木が南郷地区にあるわけですよね。これは正確な文章ではないですよ。
事務局 (佐々木教育次長)	全部で6件あって、そのうち5件が小牛田地域にあるということですよね。
事務局 (草刈課長補佐)	実数を書いたほうがいいのでは。
佐藤委員長	そうです。事実を記載すればいいだけのことです。結果

	として83%が小牛田地域にあるというところまでは事実ですから。
事務局 (草刈課長補佐)	旧町や新町成立後といった時間経過はあまり必要ありませんか。
佐藤委員長	必要ないと思います。正確に事実を書いてください。
齋藤委員	数字のことで確認したい。第2章の1で「一方、埋蔵文化財は、周知遺跡は50箇所到達し」とありますが、平成30年3月22日の委員会では、48遺跡になっていたと思います。増えた2つはどこですか。
事務局 (岩淵技術主査)	申し訳ありません。特段増えておりません。48遺跡のままです。
佐藤委員長	正確に書いてください。答申する時点での数字を正確に。
事務局 (佐々木教育次長)	48のままでいいですね。
事務局 (岩淵技術主査)	はい。
佐藤委員長	繰り返しますが、数字は正確に書いてください。
齋藤委員	第1章の2ですが、基本方針の必要性について一段落目が非常に長く、いろいろなことをまぜこぜに書いてあるので少し整理してほしいです。語句の修正もいるかと。「2町の合併により、町が扱う文化財」ではなく、「町が保護すべき文化財も」とした方がよいと思いますし、「包括的に管理することが求められるようになってきました」ではなく、「求められます」がよろしいのでは。また、「東日本大震災の復旧復興も一段落し、民間開発事業も増えております」の部分、もう少し強調したほうがよいと思います。「民間開発事業も増えており、埋蔵文化財の保護に対し、危機的状況は緊急を要するものであり」と直し、開発という名の下で壊されていく事実を文章化する必要があると思います。それから、「高齢化が進む伝統芸能への支援」とありますが、「人材育成支援」としては。関連冊子刊行事業は、児童・生徒用と一般用に分けて取り組んでいただきたいので、書き入れたほうがいいのではないのでしょうか。下の方に、「美里町固有の文化を尊重し」とありますが、町にある固有でない文化は何かあるのでしょうか。こ

	<p>のような言い回しをしなくてもよいのでは。それから、「産業や観光などの関連するそれぞれの分野が連携しあいながら」という表現について。産業振興と観光は両立するのが疑問に思いました。民間開発事業が増えてきており埋蔵文化財が危機的状況にある、そういった中で、民間開発事業というのはいわゆる産業の振興ですし、文化財保護は観光の一面も備えているのだらうと思います。こういった状況で、私たちはどのように両立していったらいいのかという提言が必要かと思えます。</p> <p>第2章の基本方針1について、先ほどの文章ですが、「48箇所に達し、そのうち古墳が17箇所と比較的多く」とありますが、では古墳以外の31遺跡はどういう埋蔵文化財か、記載が必要では。前に戻って、本町において国と町の指定登録はありますが、県指定もあるのですか。</p>
事務局 (岩淵技術主査)	県指定はありません。申し訳ありません。
齋藤委員	では県の部分を取ってください。意見は以上です。
佐藤委員長	齋藤委員から細かく意見が出ましたが、まず間違いは直してください。今の、「登録文化財は、本町においては国・町で指定登録した文化財があります」の部分です。町で登録した文化財もあるのですか。
事務局 (岩淵技術主査)	町は指定だけです。登録は国です。
佐藤委員長	「国・県・町で指定登録した文化財があります」だから、指定は県もあるということでは。
事務局 (岩淵技術主査)	指定は国と町です。登録は国だけです。
齋藤委員	では、県は全て関わっていないということですか。
事務局 (岩淵技術主査)	指定登録の作業で県から助言はいただきますが、県指定文化財、県登録文化財はありません。わかりやすく書き直します。
佐藤委員長	県は指定も登録もないのですね。
事務局 (岩淵技術主査)	はい。
佐藤委員長	誤解されないように、事実を記載してください。 齋藤委員からずいぶん細かく意見が出ましたが、これま

	での2回の委員会で話されなければいけなかったことです。齋藤委員の指摘の気持ちはよくわかりますが、趣旨は大体同じだと思いますので、遑って考え直す必要はないのかなと思います。いかがですか。また、冊子刊行事業の具体的内容は、総括的に述べるべき基本方針で書くべきではないと思います。
事務局 (草刈課長補佐)	では、第2章の数字を正確に記載することと、指定文化財の部分を実確な内容に直します。
佐藤委員長	誤解のないように、事実は事実として書くということをお願いします。
齋藤委員	48遺跡の中で古墳が17箇所というのは、比較的多いのですか。
事務局 (岩淵技術主査)	町史等を参照して記述したもので、実際に他自治体と比較したわけではありません。鳴瀬川流域における古墳集積地帯というのは県教育委員会の見方でもありますので、そこを盛り込みました。
佐藤委員長	専門的な内容ですので詳しくわかりませんが、48のうち17が古墳というのは決して少なくないし、鳴瀬川流域における古墳集積地帯として知られているのは事実なのでしょうから、違和感はないと思います。 齋藤委員、どうでしょうか。
齋藤委員	わかりました。
佐藤委員長	他にないですか。どこでも結構です。 ないようですので私から。3ページですが、美術工芸品の中に収蔵庫整備、その下に防火・防犯・防虫対策の徹底と書いてありますが、防火・防犯・防虫対策の徹底の前に温湿度管理を入れてください。単なる収蔵庫を作ればいいのではなくて、温湿度が徹底管理されるような収蔵施設だということを表してください。非常に重要なことです。これまでも議論されてきたことですので。 それから、4ページの(2)「貴重な指定文化財を火災、災害、盗難から防ぐため」とありますが、火災は取っていいと思います。5ページ(1)「遺跡GISに反映することにより」とありますが、GISが何の略かわからないので、後ろにカッコして説明してください。7ページの6(1)に「文化財保護委員会は町や教育委員会の諮問に応じて」

	<p>とあります。条例にはっきり書いてあることですが、文化財保護委員会は町からの諮問は受けません。あくまでも教育委員会です。教育委員会イコール町なので、町はとってください。続いて、9ページの第3章まとめ上から2行目「後世に貴重な文化財を引き継ぐための適切な保護と管理の背策」、施策の漢字が間違っています。また、「適切な保護と管理・活用の施策」としたほうがいいのでは。文化財保護活用のあり方についての基本方針ですから、活用という言葉を入れないと。10ページ「そのために一度消失すると二度と復元することができない先人から受け継いだかけがえのない歴史遺産を地域の宝として守り伝えていくことが文化財保護の重要な役割と言えます」とありますが、肝心の「活用」が全部省かれている。何度も言いますが、これは美里町文化財保護活用の基本方針ですから、いかに活用していくかが今の国の方針でもありますし、それにのっとって町としても方針を決めていくわけですから、「地域の宝として守り伝え、活用していくことが文化財保護活用の重要な役割と言えます」としたほうがよい。</p> <p>私が気付いたのはこれくらいです。みなさんも気づいたところがあればどうぞお話しください。</p> <p>よろしいですか。それでは、基本的に今審議した話で基本方針案をまとめて答申することにしてよろしいですか。</p>
	(はいの声)
佐藤委員長	では、引き続き郷土資料館の基本方針案について審議します。どのようなことでも結構です。
齋藤委員	はじめの中で、「文化を学び現在を生きる指針にするとともに」とありますが、「未来を生きる指針にするとともに、地域文化を発掘継承する拠点として」と直してはいいかがか。「古代にまで歴史が遡る」を「歴史を遡る」に直し、「地域の魅力を」ではなく「地域の魅力や」にしてください。テーマの明確化は大切ですが、「常設資料と特別資料の展示と体制の充実」としては。テーマの明確化とすると、一回限りのような印象を受けたので。
佐藤委員長	今の意見はどうですか。大切な部分ではあります。
事務局 (草刈課長補佐)	ここで言うテーマの明確化は、郷土資料館全体のビジョンが定まっていなかったなので、企画展のテーマではなく、

	資料館の役割を表すテーマという意味だったのですが、齋藤委員の御意見のとおり、この文言だけだと企画展などのテーマともとらえられますので、はっきりわかるようにしたいと思います。
佐藤委員長	「テーマ」というのが少し唐突でわかりにくいのかなとは思いますが、なくてもいいかもしれません。郷土資料館の役割を明確にしようということで基本方針が出されているわけですから。「テーマの明確化」は削っていいと思います。それから、「てにをは」を直すところはどこでしたでしょうか。
事務局 (草刈課長補佐)	「古代にまで歴史を遡る地域の魅力や町民をはじめ国内外に向けて発信する施設として活用していくために」ですね。 この文章から行くと、地域の魅力を発信するという内容になると思いますが、「や」にはしないほうがよろしいかと...
齋藤委員	そうですね。
佐藤委員長	「古代にまで」の「に」がいませんね。「古代まで歴史が遡る地域の魅力を」にしましょう。 それから、「体制の充実、施設の整備などが不可欠なことから」というところ。現実にもう資料館があるわけですが、不十分だと言いたいわけですから、「活用していくためにはさらなる運営体制や施設設備の充実などが不可欠なことから」としてはどうですか。体制というのは運営体制のことですよ。はっきり書いてしまっているのでは。
齋藤委員	先ほど言った「文化を学び現在を生きる指針にする」とともに」の部分の修正についてはどうでしょうか。継承するだけが資料館の役割ではなく、埋もれている文化財を見つけていくのも大切な役割の一つだと思ったものですから。
佐藤委員長	齋藤委員の言わんとするところはよくわかります。「地域文化の継承」ではなく「発展」としてはどうですか。もしくは「継承・発展」とするか。よろしいでしょうか。 他にないですか。
荒関委員	細かいことで恐縮ですが、読点が多すぎて読みづらく感じましたので、上から7行目の「厳しい自然環境の中での」あたりの読点を少し整理していただけると楽かなと思います。

	<p>ます。郷土資料館の基本理念のところも、「保全継承し」の後ろの読点もとっていいかと。郷土資料館の役割のところ、歴史資料、考古資料と列挙してありますが、中黒で整理されてはいかがでしょうか。</p>
佐藤委員長	<p>読点の使い方はかなり癖が出ますから、気になるところは出てくると思います。資料が列挙してある部分を読点ではなく中黒で整理してはという意見ですが、これよりも前に出てきた並列的な表現ではどうしたでしょうか。表現を統一するといいと思います。</p>
事務局 (岩淵技術主査)	<p>中黒にしたいと思います。</p>
佐藤委員長	<p>他にないですか。 では、私から。1ページの郷土資料館の基本理念のところ、「郷土資料館は美里町の多様で豊かな自然と歴史、文化について町民・来館者の皆さんとともに」とありますが、「来館者の皆さん」は省いて「町民とともに」でいいのでは。「地域をよりよくしようとする人々が集い、地域とともに成長していく資料館を目指します」のところ。前の案では2つに分かれていたところで、一本化しようという話になりこのような表現になったと思いますが、前のフレーズの「誇りと活気に満ちたまちづくりを目指します」を使ったらいいのではと個人的に思います。今のフレーズはダラダラと長い気がしたので。同じく1ページの(1)「美術資料、文献資料などを収集・保存します」とありますが、保存の後ろに「展示」がなければいけない。郷土資料館の役割の一番大切なところですので。展示は、収集保存と同じくらい重要で、どんな博物館や美術館でも「収集・保存・展示」を真っ先に掲げます。その上で、(2)「住民の知的関心に応えるため、調査研究、展示活用」の「展示活用」を省いてください。また、「普及教育」となっていますが、「教育普及」の順がいいのでは。この並びには意味があるのでしょうか。</p>
事務局 (岩淵技術主査)	<p>特段ありません。</p>
佐藤委員長	<p>わかりました。特にこだわりませんのでどちらでもいいです。1ページは以上でよろしいですか。</p>

	(はいの声)
佐藤委員長	では2ページはどうでしょうか。
齋藤委員	さまざまな本で、小牛田というところは鉄道の町ということで紹介されていますよね。新幹線が通るまでは、小牛田は仙台に次ぐターミナルとして、鉄道とともに発展してきた町だったと思います。「美里の歴史」の中で、鉄道と小牛田のあゆみを展示できたらいいと考えます。また、山神社での祭りの様子なども写真とともに展示するといいいのでは。
栗野委員	そこまで触れてしまうと、あまりにも具体的になってしまうのでは。
佐藤委員長	気持ちはわかりますが、基本方針ですので、大枠の基本的な理念を示すものです。具体的な展示の内容は...
齋藤委員	私が言いたいのは、歴史資料の中にそういったものも含めて企画を検討してほしいということで、基本方針に盛り込むという意味ではありませんでした。言葉足らずでした。申し訳ありません。
佐藤委員長	わかりました。 その他、言葉づかいなどで気になる点はありますか。
荒関委員	「美里の歴史」とありますが、「町」を省いた特別な意味はあるのでしょうか。
事務局 (岩淵技術主査)	すみません。特に意識していませんでした。
佐藤委員長	他の部分では「美里町」にしているはずですから、ここは「美里町の歴史」ということで揃えましょう。
事務局 (岩淵技術主査)	修正します。
佐藤委員長	あとはないですか。
事務局 (佐々木教育次長)	すみません、私からよろしいですか。3の項目立てのことで、3の下にある(1)で4項目続くわけですが、ここでは前のページの「2 郷土資料館の役割」で出てきている項目を改めて抜き出しています。先ほど、2の語句に修正箇所ができましたので、併せて3の項目立ても整理しなければならないのかなと思います。
佐藤委員長	当然でしょうね。1と2の内容を踏まえて3があるわけですから、まず「収集・保存」、その次に「展示」が入り、

	「調査・研究」、「普及・教育」と順番を並べ替えたほうがいいと思います。それから、3の下にある と をなくしたほうがすっきりするのでは。「 住民・地域とともに成長していく資料館」をどう扱うかにもよりますが、 は 2 (3) の内容を具体的に書いたものですか。
事務局 (岩淵技術主査)	概ねそのように作ったつもりではありますが...
佐藤委員長	(3) の「新しい価値を創造します」という文章、わかるようでわからないような印象を受けるなと私は思ったのですが、それが情報発信とか公開ということでしょうか。
事務局 (岩淵技術主査)	(1) もそうですが、(2) の情報収集や連携のイメージが強かったという思いがあります。
佐藤委員長	の情報発信と公開は、2の(3)(4) に合わせた形で整理しては。そうするともっとすっきりすると思います。 と は並べ替えて構わないが、 は整理しなおしたほうがいいでしょう。
事務局 (岩淵技術主査)	はい。
佐藤委員長	書いてある項目はいい内容なので、前段を踏まえて事務局の方でわかりやすく整理してください。 他に私が気になったのは、2ページの(4) の表現です。「魅力ある財産として地域固有の歴史」、これは何度も前段で述べていますから、改めて言わなくてもいいのでは。「地域固有の歴史・生活文化・産業に光を当て、地域振興に貢献します。」としたほうがすっきりする。検討してみてください。また、3の に「郷土への愛着心の醸成」とありますが、言わずもがなのことです。削っていいのでは。それから、 の(2) 「学校教育を積極的に支援し、地域に対する子供たちの理解を深めます」は単に、「学校教育と連携し支援します」としては。
齋藤委員	学校教育というと...
佐藤委員長	学校を特定しません。小中高、大学も入る。あらゆる学校と連携していくということ。
齋藤委員	教職員のことにも触れては...
佐藤委員長	学校教育と連携するためには先生方とよく話し合わな

	ければいけない。その中に教職員の理解を深めることが含まれます。
齋藤委員	(2) の内容はこのままでよいと思いますが、講師の養成と要請を念頭に置いてほしい。
佐藤委員長	どういことでしょうか。
齋藤委員	一つは講義ができる人を育てるという意味の養成、もう一つは大学教授などに講義をお願いするという要請です。
佐藤委員長	講師を養う、それは資料館では無理なのでは。
齋藤委員	なぜそのような言葉をもってきたかという、いろいろな講座や学習会、講演会、体験活動、調査研究をしているわけですから、実践の場として参加者が講師の役を担えるような場づくりが必要なのかなと思ったからです。決してどこに行っても講演ができるような講師の育成というわけではなくて。
佐藤委員長	そのような方も自然と出てくるかもしれませんが、積極的に講師を養うのはかなり大変なことだと思います。
齋藤委員	そういうことも念頭に置いて、学習会や調査をしたらいいのかなと。この企画では必ず誰かがチューターになって...という話ではなくて。
佐藤委員長	そういうようなことを基本方針の中で全体的には言っているわけですよ。すぐ下の(2)で「町民による展示解説案内などボランティアの育成」と言っているし、後ほど出てきますが、資料整理をするボランティアを育てるということもありますので、齋藤委員が言っているのはそういう範囲ですよ。
齋藤委員	そうです。
佐藤委員長	では、そういうことでいいのではないのでしょうか。
齋藤委員	「収集」という言葉が多く出てきていますが、(2)「ほかの博物館や関係機関からの情報収集」というところは、「情報提供」などの柔らかい表現にしては。 また、(3)の「誰にでも優しい博物館」というフレーズ、これはいわゆるブラック企業などでも使われる曖昧な言葉で、私はあまり好きではありません。「バリアフリー」などもっと具体的にしたほうがいいのでは。
曽根委員	下の方でトイレなど具体的な記述がありますので、これでもよろしいのでは。

齋藤委員	トイレとしか書いておらず、エレベーターなどにも触れられていません。「誰にでも優しい」という言葉に底の浅さを感じます。
佐藤委員長	「バリアフリーなど誰にでも優しい」としては。そうすれば、4の中身にバリアフリーがかかってくる。
齋藤委員	そうですね。
佐藤委員長	ほかにありませんか。
齋藤委員	4の(1)に「防災」とありますが、カメラの設置などの意味も含めていますか。
事務局 (岩淵技術主査)	具体的なものは極力省いていますが、カメラや免震装置などのことも念頭に置いています。
佐藤委員長	耐震については言わずもがなでは。
齋藤委員	図書資料室の説明に「利用頻度の高い図書は閲覧コーナーに配架」とありますが、図書館のように開架式にするということですか。
事務局 (岩淵技術主査)	今の資料館のどこに閲覧コーナーを設けるとか、そういうことではなく、資料館にはこういう施設が必要であるということですか。
齋藤委員	開架式にするより閉架式にしては。博物館に来て図書を閲覧する人は、深く学びたい人だと思うので、図書館との連携もうまくやっていくことが必要だと思います。
事務局 (岩淵技術主査)	基本方針としては、理想的な資料館の姿を記述しているので、具体の記述は省いています。
佐藤委員長	<p>図書室を作るとしたらそういう具体的な問題を考える必要があると思いますが、ここはこのままでいいのではないですか。</p> <p>私は、4の(1)「照度」という言葉が気になりました。照度だけの問題ではない。光の種類や紫外線などの問題もありますから、「照明」とだけした方がよいです。また、「資料に対する物理的影響を最小限に留められる環境を持った設備」の部分、言いたいことはわかりますが、重要なのでもう少しすっきりできませんか。「資料に対する物理的影響を最小限に留めることができる設備」、こう変えてはどうでしょう。それを踏まえて、の収蔵庫の説明で「環境の維持管理を適切に行う。また適切に行うための備品の整備」とあるが、わかりにくい。「それぞれの資料</p>

	<p>に見合った保存環境の維持管理を適切に行う」と変えては。文化財保護活用の基本方針のところでも言いましたが、収蔵庫は単なるスペースだけではないので。事務局では今の話を参考にしながら整理してください。</p> <p>4ページでなにかありますか。</p>
齋藤委員	<p>個人的な感覚ですが、(2) で人と物を並列に扱っているのが私は好きではありません。別立てにしては。また、は第三者委員会のようなものを考えているのですか。</p>
事務局 (草刈課長補佐)	<p>郷土資料館の運営を審議していただく委員会を考えています。近代文学館も運営審議会がありますので、郷土資料館についても文化財保護委員会とは別に、運営審議会のようなものを考えています。</p>
佐藤委員長	<p>具体的な内容についてはこれまで審議してきませんが、考え方としては今の館長さんの言うとおり、郷土資料館の管理運営に関する専門委員会ですね。</p> <p>博物館法でも定めていますが、博物館では博物館協議会というのを設けて助言や進言をしています。私は作った方がいいと思います。この基本方針に基づいて資料館を整備していくわけですから、基本方針以降の作業として会を設けて意見を出してもらうことが必要だと思います。どのような人選になるかは町の考えもあるでしょうし、県や他市町村を参考にしたりして効果的になるよう考えていくことですが、とにかく会を設けたほうがいいということです。</p> <p>齋藤委員がさっきおっしゃった人と物を並列に扱っているということ、確かにそうですね。わざわざ備品をここに入れた理由はありますか。</p>
事務局 (岩淵技術主査)	<p>以前、展示ケースを導入した時に苦労したこともあり、備品という言葉に記載したかったのが本音です。人と物を一緒にしてしまったというのは、御指摘を受けるまで気づきませんでした。</p>
佐藤委員長	<p>必要な備品を置くのは当然のことですから、特に備品については入れなくてもいいのでは。現状があまりにもひどいということ表現したいのかもしれないけれども、むしろ職員の配置をきちんと言った方がいい。 と を一緒にして「専門的に業務を担う学芸員と職員の適正な配置」と</p>

	しては。
齋藤委員	「専門的知識と技術向上のための研修の実施」とありますが、「技能」では。
佐藤委員長	「技能」でいいのではないですか。
荒関委員	施設に関してですが、あまり具体的なことを表現しないほうがいいということでしたが、4の(1)「入館者利用スペース」などはそのまま残しておいていいのでしょうか。
佐藤委員長	このままでいいと思います。管理スペースがどのくらいの広さで...などといったことは今の段階ではとても言えないし具体化する中で自ずと決まってくる。また、これらの設備がすべて揃えば一番いいですが、そうもいかないの優先順位をつけてやっていく。郷土資料館をつくるとしたら、当然ここに書いてあることを念頭に置いておかねばいけないということです。 学びのスペースについては、イメージしやすいように人数を入れたのでは。講義室ということですよ。
事務局 (草刈課長補佐)	はい。
佐藤委員長	それでは、時間になりましたけれども、このへんでよろしいでしょうか。
事務局 (草刈課長補佐)	答申書の内容も御確認いただきたいと思います。 今回皆さんからいただいた御意見を基に基本方針を修正しますが、事務局と委員長さんとで最終的な調整をしたうえで教育委員会に答申したいと考えています。
齋藤委員	議事録署名人はどの段階で署名するのですか。
事務局 (草刈課長補佐)	会議録ができてからになります。
事務局 (岩淵技術主査)	会議録が出来上がり次第、署名委員さんにお持ちします。内容を確認いただいた後、修正があれば事務局で修正し、その後署名をいただくという形です。
齋藤委員	答申書はその後教育委員会に提出ですか。
事務局 (岩淵技術主査)	答申書に関しては、会議録とはまた別に調整をしまして、委員長先生に確認いただきたいと思っています。
佐藤委員長	今日で内容については整理ができたと思いますので、私がもう一度最終的に目を通し、できたものを文化財保護委

	<p>員会委員長の名前で教育委員会に答申するということがいいでしょうか。委員の皆さんの連名ということではないですね。それでは細かい点については、事務局が修正したものを私がチェックして答申します。</p> <p>では、答申書以下を読み上げていただけますか。</p>
事務局 (岩淵技術主査)	【答申書内容を読み上げる】
佐藤委員長	こちらに日付を入れて提出することになります。
曾根委員	委員長、枠外の話ですがよろしいですか。
佐藤委員長	はい。
曾根委員	郷土資料館ですが、宮城県博物館等連絡協議会というのがあるようで、そこが発行している「宮城県の博物館2018」の中に載っている。皆さん御存知かなと思って持ってきてみました。
佐藤委員長	<p>県内の博物館・美術館等が集まって作ったのが宮城県博物館等連絡協議会で、パンフレットを作って県内の博物館・美術館をPRしているのですね。加盟していればある程度の部数が送られてくるはずですよ。</p> <p>それで、美里町郷土資料館はどのように書かれていますか。</p>
曾根委員	常時開館していないので、見たい方は連絡をくださいとなっています。
佐藤委員長	そういえば、基本方針の中で触れませんでしたけれども、今の郷土資料館は常時開館していないんですね。それはどこかに書いた方がよかったかもしれない。
事務局 (岩淵技術主査)	前回の会議で、そのことについて私からお伺いしたのですが、常時開館していて当然なのだからあえて書く必要はないという御判断をいただきました。
佐藤委員長	パンフレットの中で、開館時間などがはっきり示されていないのはかなり異質だと思います。利用する側からしたら一番知りたいことです。美里町の場合はそれがないので、いちいち電話しなければいけない。今の郷土資料館はかなり変則なんです。郷土資料館と名のつく限りは、開館していなければならない。むしろ、休館日こそ決めなければいけないくらいです。
事務局	条例の中にもないので、改正していかなければいけません

(草刈課長補佐)	ん。
佐藤委員長	条例の次の規則で決めておくべきでしょう。そちらで明記していただくと。町の方の責任ですね。
事務局 (草刈課長補佐)	次回の委員会の日程ですが、2月22日か3月1日としていますが、3月に入りますと議会がございませぬので、できれば2月22日をお願いしたいのですが。
佐藤委員長	あとで詳しい案内はいただけますよね。では、次回は2月22日ということで予定しておいてください。 では、どうもありがとうございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 年 月 日

委 員

委 員